

「横須賀市E Vカーシェアリング事業」仕様書

1 事業名称

横須賀市E Vカーシェアリング事業

2 事業目的

横須賀市では、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていくため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を 2021 年 1 月に表明し、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策を推進していくこととしている。

その具体的な取組として、横須賀市役所敷地内に 2 台の電気自動車の駐車場兼充電スタンドを整備し、平日は公用車として、週休日及び祝日は地域住民や観光客等が利用可能なカーシェアリング事業を実施する。

地域住民等に対し、電気自動車利用事例の周知並びに電気自動車の手軽な利用機会の提供を実施することで、電気自動車の普及促進、並びにそれに伴う脱炭素化を図るとともに、主要駅近傍の立地を生かし二次交通確保対策にも繋げていくことを目的とする。

3 事業期間

契約締結から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年度の事業開始時期については、事業者決定後に協議する。

なお、事業の実施にあたっては、各種補助金制度の活用が考えられるが、国補助を活用する場合については、当該補助事業の規定に従った事業開始時期とすること。

4 実施場所

横須賀市役所敷地内（神奈川県横須賀市小川町 11 番地）

※事業期間における電気自動車 2 台分の駐車場は、行政財産目的外使用申請のうえ、無償で提供する。

また、平日（公用車利用時）の充電にかかる費用は市が負担する。

5 事業内容

(1) 駐車場の環境整備業務

車両の運用に必要な駐車場の整備を行い、次に掲げる事項を満たすこと。

- ①車両 2 台の駐車場整備（別紙：位置図参照）
- ②電気自動車の充電設備の整備（現状 2 口から 4 口へ増設）
- ③市役所敷地内におけるカーシェアリング駐車場への誘導看板等の設置
- ④カーシェアリング駐車場と一目でわかる舗装・ペイント等の路面標示
- ⑤その他カーシェアリング駐車場整備等に必要となる事項
- ⑥事業期間内に当該事業の終了が決定した場合の原状復帰（充電設備を除く）

(2) 車両の調達

①車両は電気自動車 2 台とする。

※電気自動車とは、外部からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指し、プラグインハイブリッド車は除く。

②車両は日産自動車株式会社製の車両を調達すること。

また、カーシェアリングの運用は普通自動車と軽自動車各 1 台とする。

ただし、どちらか一方の規格車両の調達が困難な場合は、市と協議のうえ、上記（①）に示す車両を一時的に代用することを認める。

③車両は事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備されていること。

④非常時には非常用電力として外部電力供給可能な電気自動車であること。

※非常時等において、当該車両を市が非常用電源として活用することとする。

(3) カーシェアリング運用業務

①平日は横須賀市の公用車として、サービスを提供する。

②週休日及び祝日は地域住民や観光客等の気軽な移動手段として、カーシェアリングサービスを提供する。

③カーシェアリングサービスの提供期間は、業務期間内とする。

業務期間後のカーシェアリング運用是非、運用方法については、協議のうえ、取り決める。

④保守点検・維持管理にあたり、以下のメンテナンス及び費用を負担すること。

ア 定期点検(6 か月毎)

イ 法定点検

ウ 車検整備

エ 故障修理

オ タイヤ交換

カ 油脂類などの消耗品交換及び補充

キ リコール整備

ク その他安全走行に必要な点検及び修理

ケ 上記（ア～ク）のメンテナンス時の駐車場への車両の引取り及び納車

コ 上記（ア～ケ）のメンテナンスに要する費用

サ 自動車税

シ 自動車重量税

ス 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

⑤カーシェアリング運用にあたっては、以下の事項を満たすものとする。

ア 車両管理及び利用者情報管理等にかかるカーシェアリングシステムの構築と導入

イ 料金積算にかかるシステムの構築と運用

ウ 車両の予約、車両の施錠・解錠にかかるシステムの構築と運用

エ 定期的な車両の洗車、車内清掃、メンテナンスが実施できる体制の構築と運用

オ 利用予定日時時点の充電量と走行可能距離を確認することができるシステムの構築と運用

カ 車両施錠時の充電忘れを防止するための対策

キ 問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務

ク その他車両の運用管理等に必要となる事項

- ケ 公用車（平日）とカーシェアリング（週休日・祝日）の利用切り替えにかかる
チェック体制の構築
- コ 本事業を再生可能エネルギー由来の電力を活用した運営とすることとなった場合は、
再生可能エネルギー由来の電力供給を行うものとする。

(4) サービス利用促進のための業務

- ①カーシェアリング利用促進のためのPR等
- ②カーシェアの周知、定着に向けた広報・PR等
- ③カーシェアの利用状況の把握及び分析を基とした業務改善提案につながるデータの収集
- ④その他広報・PR等業務に必要となる事項

(5) 利用状況及びその効果の算出に関すること

次の項目について、データの収集と分析を行い、市へ定期報告する。

- ①カーシェアの利用回数及び利用者数
- ②車両の走行距離、稼働時間
- ③収集したデータ分析による課題検討や改善提案
- ④二酸化炭素排出量削減効果の算出

(6) 実施体制の整備

- ①(1)～(5)の運用に必要な事業実施体制の整備を行うこと
- ②業務実施体制図の作成（複数事業者で行う場合は、各々の分担を明確にすること）

(7) 各種関係手続

国等の補助金を活用する場合は、当該補助事業の要件を満たすこと。
また、その手続きを行うこと。

6 業務報告

業務完了時には、次の書類を市に提出すること

- (1) 事業完了報告書
- (2) 委託業務により作成した成果物
- (3) その他横須賀市が必要と認めるもの

7 その他

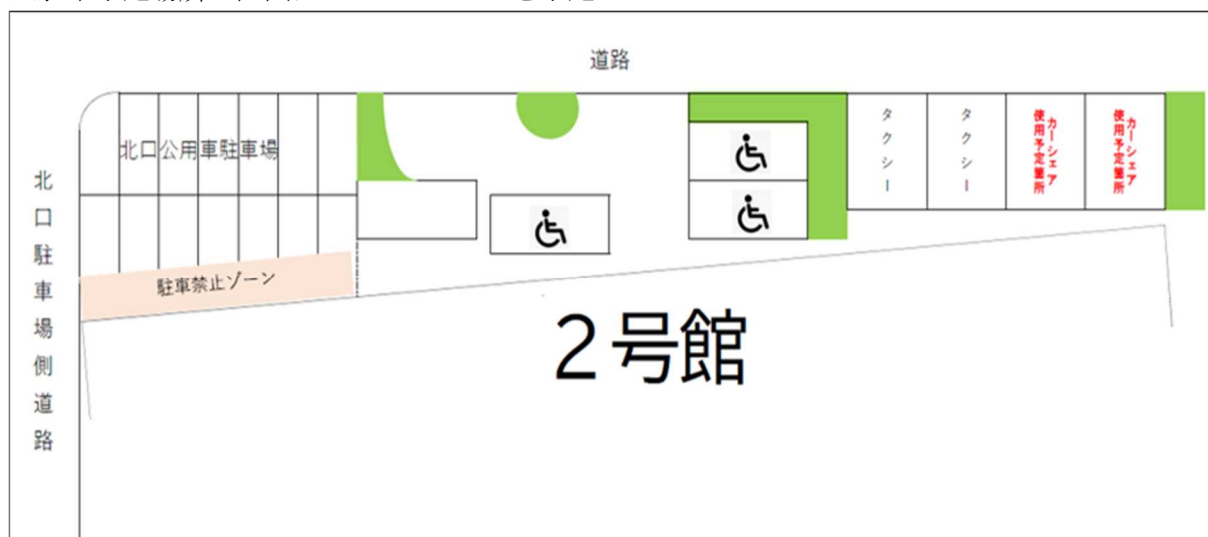
- (1) 受託者は、委託者と十分協議の上、本業務を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の承認に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。
ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。
- (3) 本業務に必要な資料については、必要に応じて委託者に提供することができる。
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ委託者の承認を得ること。
- (6) 本仕様に記載されていない事項が発生した場合、または本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

【駐車場位置】



(施工場所拡大図)

※駐車予定場所 1 区画は 530 cm×310 cmを予定



(現状の充電設備)



(既存充電設備の竣工図)

1 / 100 縮尺 (A 3 サイズ)

（注 記） 本庁舎2号館

1. 図中の記号は次の通り

①EV, PHEV充電用屋外コンセント 平型20A 接地極付

■ プルボックス SUS WPはステンレス、防水

■ 既設分電盤（M-1L-1）改修

既設MCB2P50AF×1撤去、

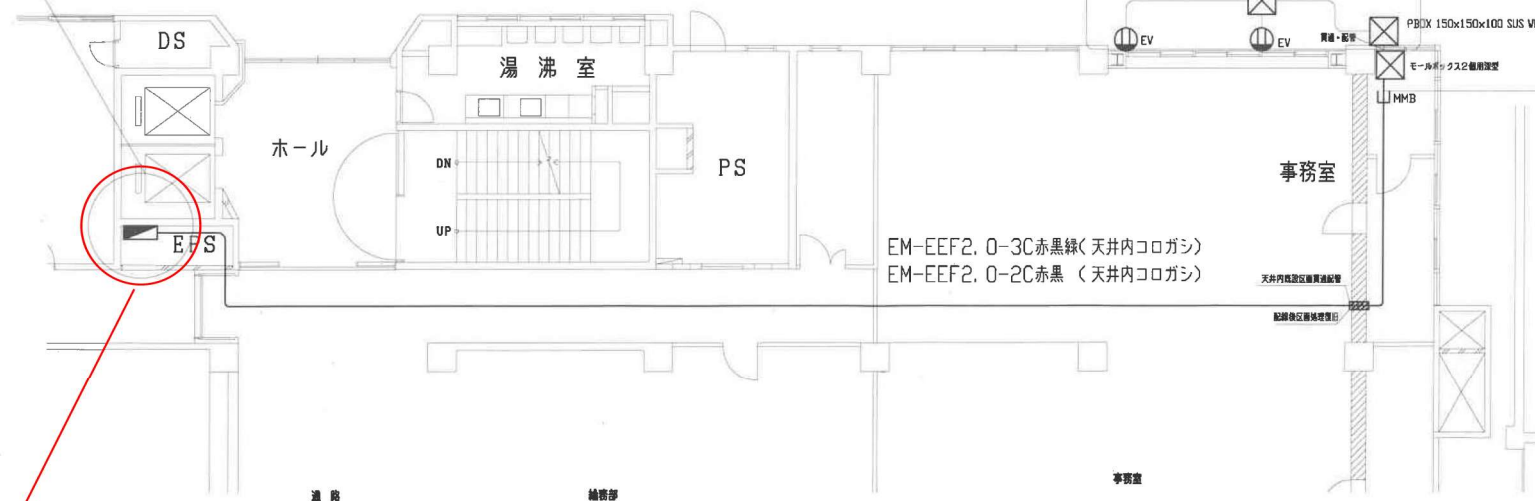
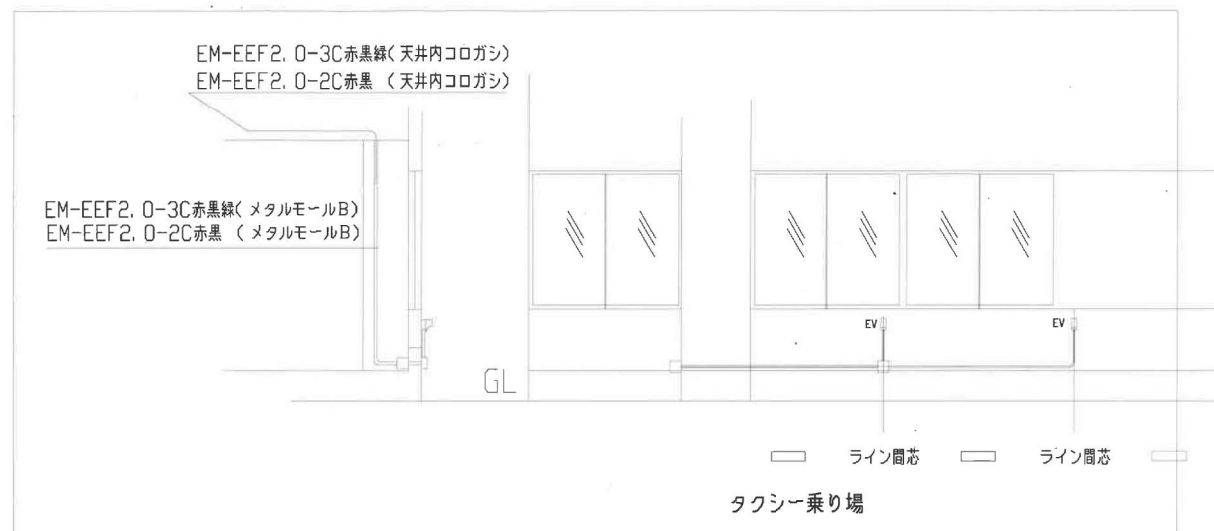
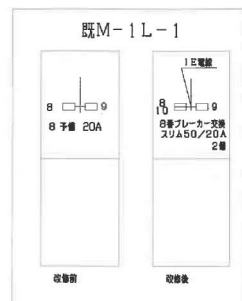
ELB2P50AF/20AT（スリム型）×2取付

ブレーカかさ上げ、内扉穴あけ加工

2. 特記なき屋内露出配管はメタルモールで保護で保護すること

3. 屋外露出配管は溶融亜鉛メッキ厚鋼電線管（無塗装）とすること

4. 屋外の取付金物、アンカー・ビス等はステンレスとする



電源はこの盤から、単相3線式200Vで2回路とることができます。既存MCBをELBに交換してください。

参考図（既存EV電源工事 竣工図）

縮尺

1/100

図面名称

本庁舎2号館